省　令

○厚生労働省令第百十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百九十三条第二項第六号中「日雇労働保険被保険者」を「日雇労働被保険者」に改め、「被保険者となったこと」の下に「の届出の受理」を加え、「失業給付の支給その他」を「失業等給付（雇用保険法第十条第一項に規定する失業等給付をいう。以下この号において同じ。）の支給その他」に、「受ける者の」を「受ける者に係る」に、「失業給付の支給及び雇用保険法」を「失業等給付の支給及び同法」に改め、同条第四項中「第二項第一号」の下に「（雇用保険法第四十七条第二項の規定により日雇労働被保険者が行う求職の申込みの受理に関することに限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。